

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 43 号

函館市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を
定める条例の一部改正について

函館市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を
定める条例の一部を改正する条例

函館市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例
(平成 24 年函館市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を
定める条例

第 1 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 22 年函館市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「函館市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例」を「函館市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」に改める。

(提案理由)

工場立地法の一部改正に伴い規定を整備するため